

放置自転車等の保管について

宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和59年宝塚市条例第36号。以下「条例」という。）第11条の規定により、下記のとおり自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を移動し、保管したので、条例第13条第1項及び条例施行規則第4条の規定により告示する。

令和8年（2026年）10月7日

宝塚市長 森 臨 太 郎

記

移動した理由 自転車等放置禁止区域内に自転車等が放置されていたため

移動した区域及び日時 令和8年（2026年）10月6日（火曜日）  
阪急小林駅放置禁止区域 11時15分～  
阪急仁川駅放置禁止区域 11時15分～  
阪急南口駅放置禁止区域 13時50分～  
阪急逆瀬川駅放置禁止区域 15時00分～

保管場所 宝塚市末広自転車返還所（宝塚市末広町3番99号）  
電話番号 0797-72-7013

保管期間 令和8年（2026年）10月7日から1月

返還期間及び返還を受けるための手続

条例第13条第3項の規定により、市長は、所有者が確認できない自転車等または所有者等が引き取らない自転車等について、この告示の日から起算して1月を経過した後、処分することができるため、それまでの間（上記保管期間中）に返還を受けてください。

返還を受ける方は、返還期間中に、返還通知書が届いた場合はその通知書と、自転車等の鍵、本人確認できるもの（運転免許証・健康保険被保険者証・学生証等）及び移動費用（条例第14条及び条例施行規則第5条）を持参し、保管場所までお越しください。

【返還期間】 保管期間中の月曜日から金曜日 9時30分から17時までの間  
（但し、土・日・休祝日、12月29日～1月3日を除く）

【移動費用】 原動機付自転車 6,000円  
自転車 3,000円

連絡先 宝塚市 都市安全部 防犯交通安全課  
電話番号 0797-77-2020

市では、保管期間の経過後、状況に応じて処分決定を行います。保管期間を経過しても、処分決定までの間は返還が可能です。処分決定は随時に行うため、保管期間内に返還を受けていただくようお願いします。

不明な点については、上記連絡先または保管場所の返還所にお問い合わせください。